

競争参加者の資格に関する公示

松島(6)施設最適化総合設計に係る技術協力業務対象工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

令和6年4月1日

東北防衛局長 中野 裕文

1 案件名 松島(6)施設最適化総合設計に係る技術協力業務対象工事
(電子契約対象案件)

2 工事場所 一

3 案件概要 本案件の概要は以下のとおり。

ア 技術協力業務

(ア) 業務内容 本業務は、松島(6)施設最適化総合設計に対し施工者の観点から技術提案を行うものである。

【松島基地】

建替施設（建替後の施設）

- ・体育館・厚生施設新設（2階建 約2,800m²）
- ・庁舎新設（3階建 約3,100m²）、（2階建 約4,200m²）、
(4階建 約2,000m²)
- ・隊舎新設（6階建 約5,100m²）、（3階建 約1,000m²）
- ・格納庫新設（平屋建 約1,800m²）、（平屋建 約1,300m²）、（2
階建 約3,300m²）、（平屋建 約1,000m²）
- ・整備場新設（平屋建 約1,000m²）、（平屋建 約1,700m²）、（2
階建 約2,000m²）、（平屋建 約1,500m²）
- ・上記以外の1,000m²未満の建物 計48棟、計約4,700m²

改修施設

- ・隊舎改修（4階建 約6,400m²）、（2階建 約1,100m²）、（3階
建 約2,400m²）
- ・プール改修（平屋建 約1,700m²）
- ・庁舎改修（2階建 約1,100m²）、（2階建 約1,100m²）、（6階
建 約2,600m²）、（平屋建 約1,200m²）
- ・食厨改修（2階建 約3,400m²）
- ・整備場改修（2階建 約2,100m²）、（平屋建 約1,500m²）、（2
階建 1,000m²）
- ・格納庫改修（2階建 約7,100m²）、（平屋建 約5,300m²）、（平
屋建 約3,000m²）、（平屋建 約2,600m²）、（平屋建 約8,10

0m^2)、(2階建 約3,300m 2)

- ・上記以外の1,000m 2 未満の建物 計63棟、計約9,500m 2

仮設一式

建物付帯一式、解体工事一式、基地内幹線ユーティリティ一式

注1) 下線は令和6年度に工事契約まで予定している施設である。

注2) 各施設の面積は延床面積

- (イ) 履行期間 契約締結日の翌日から令和11年3月15日まで
- (ウ) 本技術協力業務において、主たる部分の再委託は認めない。

4 競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の交付

- (1) 交付期間 令和6年4月1日から同年7月25日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後6時まで。

- (2) 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンターより提供する。ただし、紙による交付は下記のとおり。

〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1丁目3番15号

東北防衛局総務部契約課

TEL 022-297-8296

E-mail keiyaku-th@tohoku.rdb.mod.go.jp

- (3) その他 特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

5 申請書の提出

- (1) 提出期間 令和6年4月2日から同年4月22日までの行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）。ただし、最終日は正午までとする。

- (2) 提出場所 上記4(2)と同じ。

- (3) 提出方法 申請書に次に掲げる書類を添付し、持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）又は電子メールにより提出すること（電子メールにより提出する場合は、送信前及び送信後に上記4(2)に示す交付場所へ電話により連絡するものとする。）。

ア 総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で令和5・6年度資格審査申請の際に提出したもの（イ）

イ 共同企業体協定書の写し

ウ 下記6(2)ア及びイの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該案件の「公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公示」（令和6年4月1日付支出負担行為担当官東北防衛局長）に示すところにより交付する説明書の様式と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）

- (4) その他 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

6 特定建設工事共同企業体としての資格

(1) 特定建設工事共同企業体の構成

特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たすものの組合せとする（最大7者とする。）。

ア 防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、特定建設工事共同企業体の代表者は、「建築一式工事」で、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、「建築一式工事」、「土木一式工事」、「電気工事」、「管工事」又は「電気通信工事」のいずれかで級別の格付を受け、東北防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付けを受けていること。）。

また、優先交渉権者の選定日までに、特定建設工事共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築コンサルタント」に係る「C」以上の格付を受け、東北防衛局に競争参加を希望していること。

イ 代表者は、防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数。）が1,200点以上であること。

代表者以外の構成員は、「建築一式工事」又は「土木一式工事」のいずれかに係る経営事項評価数値が830点以上、「電気工事」、「管工事」又は「電気通信工事」のいずれかに係る経営事項評価数値が870点以上であること。ただし、代表者以外の構成員に「建築一式工事」又は「土木一式工事」のいずれかの経営事項評価数値が990点以上の者を1社以上含むこと。

ウ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、東北防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）（防整施（事）第150号。28.3.31。）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ 上記1に記した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(2) 構成員の技術的要件等

特定建設工事共同企業体の構成員は、平成21年度から公示日までに、次に掲げる要件を満たすものとする。

建設共同企業体の構成員としての実績を使用する場合は、2者による企業体にあっては出資比率が30%以上、3者による企業体にあっては出資比率が20%以上のものに限る。また、いわゆる分担施工目的の企業体の場合は、出資比率に限らずどの部分の工事を施工したかにより実績を判断するため、施工部分のわかる資料を提出すること。

ア 代表者は、元請けとして完成・引渡しが完了した、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事のうち、次の全ての要件を満たす建物新設建築工事の施工実績を有すること。

(ア) 構造 鉄筋コンクリート造（R C造）又は鉄骨鉄筋コンクリート造（S R C造）

(イ) 規模 4階建て以上かつ延べ面積3,100m²／棟以上

イ 代表者以外の構成員は、元請けとして完成・引渡しが完了した、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事のうち、鉄筋コンクリート造（R C造）又は鉄骨鉄筋コンクリート造（S R C造）の建物新設に係る建築、設備工事又は土木工事（建物新設に係るものに限定しない）の施工実績を有すること。

ただし、工事成績評定点が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなす。

ウ 上記(1)アに対応する建設業法の「建築一式工事」、「土木一式工事」、「電気工事」、「管工事」又は「電気通信工事」につき許可を有しての営業年数が5年以上であること。

エ 「建築一式工事」に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者、及び、それぞれの工種に係る主任技術者をそれぞれ工事現場に専任で配置できること。

(3) 出資比率要件

すべての構成員が、均等割りの10分の6以上の出資比率であるものとする。

(4) 代表者の要件

代表者は、説明書5の代表者に求める条件を有する者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

7 上記6(1)ア及びイに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記6により申請することができる。この場合、上記6(1)ア及びイに掲げる競争参加資格の級別の格付けを受けていない者は、上記6(1)ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該案件の優先交渉権者の選定日までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了していないとき又は上記6(1)ア及びイに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該案件の優先交渉権者の選定日までに上記6(1)ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

9 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10 資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後3か月以内を経過するまでとする。ただし、当該案件の受注者以外の者であっては、当該案件の請負契約が締結された日までとする。

11 その他

(1) 特定建設工事共同企業体の名称は、「松島(6)施設最適化総合設計に係る技術協力業務対象工事〇〇〇建設・〇〇〇建設・〇〇〇建設最適化事業建設共同企業体」

とする。

- (2) 当該案件に係る競争に参加するためには、優先交渉権者の選定日において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該案件の「公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公示」に示す手続に従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。